

第2節 地域経済産業グループ	116
1. 2021年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）	116
1. 1. 工場立地動向調査	116
1. 2. 地域経済を牽引する事業・企業への支援	117
1. 3. 産業インフラ施策	118
1. 4. 地域の持続的発展に対する施策	121
1. 5. 沖縄振興対策	121
1. 6. 東日本大震災の被災地における産業復興支援施策	121
1. 7. 地域経済分析システム（RESAS）	122
1. 8. 地域経済産業の動向	122
1. 9. 中心市街地活性化の推進	122

第2節 地域経済産業グループ

1. 2021年度の地域経済産業政策に関する主な動き（総論）

近年の地域経済は、足下では、一部に弱い動きがみられるものの、全体として緩やかに改善していた中、新型コロナウイルスの影響により大きな打撃を受けた。このような情勢の中で、地域経済の中心となる地域中核企業の成長促進、サプライチェーンの強靱化、RE S A Sの利便性向上を始めとする地域政策の基盤強化など、2021年度においても地域の実態に応じた各種の施策を実施した。

サプライチェーンの強靱化については、新型コロナウイルスの影響により、我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、2020年度に引き続き「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」により、国内における生産拠点等の整備を支援した。

また、「スマートかつ強靱な地域経済社会の実現に向けた研究」を開催し、今後の施策の在り方等について、主要論点を挙げ、議論を行った。研究会では、デジタル化、価値の源泉の変化、働き方の変化等、転換期にある中で、地域の関係者が一体となって、そうした変化を捉え、積極的に地域に取り込み、地域を変革していくために、取り組む事項を取りまとめた。

さらに、2回の「中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ」の開催を通じて、重点3本柱の取組方針①事業再生・M&Aを含む事業承継の促進、②若手人材のU I Jターン等の人材の確保・育成の支援、③D X・研究開発・海外展開等の新たなビジネス展開の支援)について、関係省庁で連携して実施した。また、本取組方針に基づく支援施策について、地域の中堅企業・金融機関等に対して説明を行うとともに、中堅企業等の現場の課題やご意見等を伺う「中堅・中小企業支援施策に関する説明会・意見交換会」を全国の9都市で開催した。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略（閣議決定）等に基づき、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局（旧まち・ひと・しごと創生本部事務局）や内閣府地方創生推進事務局と連携しつつ、地域産業の活性化に取り組んだ。

1. 1. 工場立地動向調査

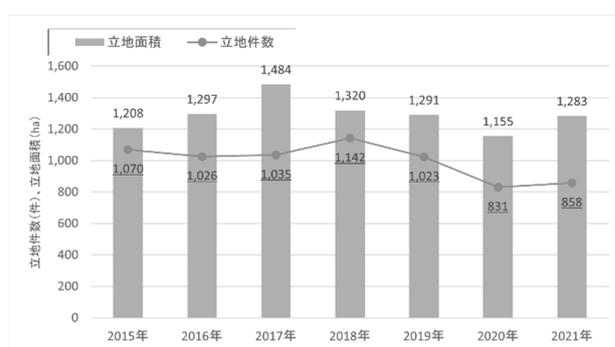
(1) 経緯・概要

工場立地動向調査は、「工場立地法」第2条に基づき、1967年から実施されており、全国の製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電所を除く）、ガス供給業、熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的を持って取得（借地を含む）された1,000㎡以上の用地（埋立予定地を含む）を対象としている。また、1985年からは研究所（民間研究機関で、主として前記4業種に係る分野の研究を行うものに限る。）の用地も併せて調査している。

(2) 2020年工場立地動向調査の概要（速報）

(ア) 全国の工場立地の概況

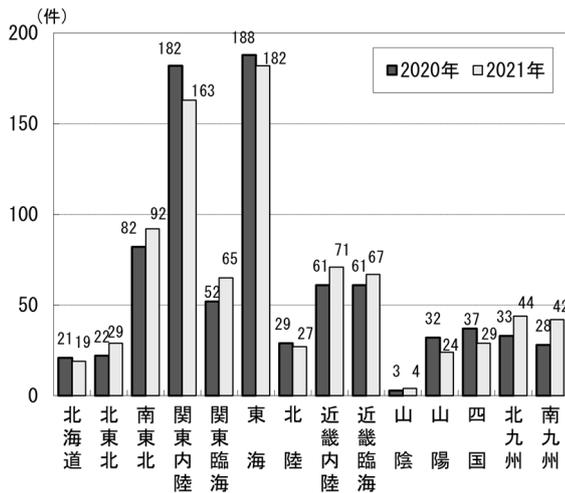
2021年の全国の製造業等の工場立地件数は858件、工場立地面積は1,283haで、工場立地件数、工場敷地面積ともに、前年と比べ増加となった（第1図参照：全国の製造業等の工場立地の推移）。



第1図 全国の製造業等の工場立地の推移

(イ) 地域別の工場立地の概況

2021年の製造業等の立地件数の多かった地域は、上位から順に東海（182件）、関東内陸（163件）、南東北（92件）であった（第2図参照：地域別工場立地件数の年次比較）。



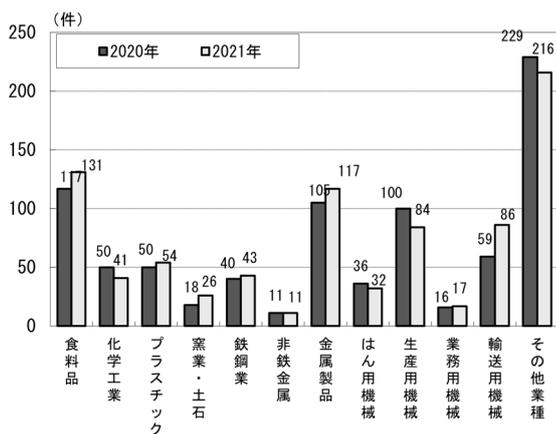
第2図 地域別工場立地件数の年次比較

(備考) 各地域に含まれる都道府県

北海道	北海道	近畿内陸	滋賀、京都、奈良
東北	青森、岩手、秋田	近畿臨海	大阪、兵庫、和歌山
関東	宮城、山形、福島、新潟	山陰	鳥取、島根
関西	茨城、栃木、群馬、山梨、長野	山陽	岡山、広島、山口
関東内陸	埼玉、千葉、東京、神奈川	四国	徳島、香川、愛媛、高知
関東臨海	静岡、愛知、岐阜、三重	北九州	福岡、佐賀、長崎、大分
東海	富山、石川、福井	南九州	熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
北陸			

(ウ) 業種別の工場立地の概況

製造業等の工場立地件数を見ると、立地件数の多かった業種は、その他業種を除き、多い順に食料品製造業(131件)、金属製品製造業(117件)、輸送用機械製造業(86件)、生産用機械製造業(84件)の順となった(第3図参照:業種別工場立地件数の年次比較)。



第3図 業種別工場立地件数の年次比較

1. 2. 地域経済を牽引する事業・企業への支援

(1) 地域未来投資促進法

(ア) 経緯

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)」は、「企業立

地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改正により、2017年7月31日に施行された。同法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものである。具体的には、地方公共団体が策定した基本計画に基づき、都道府県知事が承認した地域経済牽引事業に対して、税制・金融・規制緩和・予算等の支援を講じている。

また、2021年8月には、地域未来投資促進法に基づく規模拡大に資する支援策について、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群まで対象を拡大する改正を含む、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」の一部が施行された。

(イ) 概要

地域未来投資促進法に基づく基本計画及び地域経済牽引事業計画の策定状況は次のとおりである。

(A) 基本計画の策定状況

2022年3月末時点で国の同意を得た基本計画は全国47都道府県で258件である。

(B) 地域経済牽引事業計画の策定状況

2022年3月末時点で各都道府県知事が承認した地域経済牽引事業計画は3,272件である。

(2) 地域未来牽引企業

(ア) 経緯

2020年2月に地域未来牽引企業制度の見直しを行い、現在選定されている地域未来牽引企業について、2024年度までの取組や2022年度に実施する中間評価の結果も踏まえて、2025年度に更新を複層的に判断することとなった。

(イ) 概要

地域経済の中心的な担い手となり得る地域未来牽引企業は、2017年、2018年、2020年に選定を行い、これまでに選定された企業は全国で約4,700者となっている。

産業構造審議会地域経済産業分科会(2021年6月24日開催)において、地域未来牽引企業の中間評価等を議論し、基礎評価項目と加点評価項目による評価を実施する方向性が示された。

(3) 地域企業デジタル経営強化支援事業及び地域産業デジタル化支援事業

(ア) 経緯

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、非接触・リモート社会の基礎となるデジタル投資を促進することは、地域経済を牽引する企業にとって、必要不可欠である。

そこで、地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者等のデジタル化を、地域の生産性を高め、高付加価値企業群を創出・強化する支援制度を、2021年度に創設した。

(イ) 施策

地域未来牽引企業等が、規模成長に向けて、デジタルツールを活用した経営管理体制強化のための課題整理・計画策定・システム導入を行う際の経費を補助する「地域企業デジタル経営強化支援事業」を実施した。2020年度は7件、約5,010万円を採択し、課題整理からシステム導入まで、地域未来牽引企業等のデジタル化を一貫して支援した。あわせて、デジタル経営の普及啓発に向けた優良事例の調査・広報を目的とし、地域の企業や支援機関等へのヒアリング調査や、地域の企業やIT企業等を対象とした勉強会等を委託事業として実施した。

また、地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）、地域へのモデルケースの横展開に要する経費を補助する「地域産業デジタル化支援事業」を実施した。2020年度は61件、約9億3,242万円を採択し、地域未来牽引企業等による、地域産業のデジタル化のモデルケースの創出・普及を支援した。

1. 3. 産業インフラ施策

(1) サプライチェーンの強靱化

(ア) 経緯

新型コロナウイルスの感染拡大を発端として、人の移動制限や生産活動の縮減、物流の停滞により、グローバルサプライチェーンに障害が生じたほか、需要が急増した医療物資については、多くの国で輸出制限が行われ世界的に供給不足が見られた。

このようにコロナショックで世界経済が激変する中、在庫の少なさ、海外生産比率の高さ、部品の海外からの輸入拡大などの特性を持つ我が国サプライチェーンにおいて

も、多くの製造業で部品供給の滞りにより生産工程全体が停止し生産が大幅に減少するなど生産活動の停滞としてその脆弱性が顕在化することとなった。

(イ) 施策

こうした状況を受け、2020年度第1次補正予算において創設した「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、2020年度第3次補正予算において予算を追加措置した上で、補助要件の見直し、対象物資等の例示など、より焦点を絞った上で2次公募を実施した。

公募の結果、生産拠点の集中度が高い製品・部素材として、半導体関連、電動車関連、洋上風力発電関連等64件を、国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材として、ワクチン用注射針・シリンジ、医療用ゴム手袋、医薬品低温物流関連物資等21件を、また、生産拠点の集中度が高い製品・部素材の生産等に必要な部品等として66件の合計151件、約2,095億円を採択した。

さらに、1次・2次公募での採択事業者の中で、採択後の事業環境変化等による一部事業者の採択辞退や計画変更が生じたため、それによる残余額を活用して2022年3月から3次公募を開始した。

(2) ビジネス・インキュベータ（BI・新事業支援施設）

(ア) 経緯

1999年の新事業創出促進法の制定以来、創業支援や新事業創出促進等を目的とした新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ（BI））の整備に取り組んできた。

(イ) 概要

BIは、創業間もない企業等に対し、不足するリソース（低賃料スペースやソフト支援サービス等）を提供し、その成長を促進させることを目的に、国、地方自治体、第三セクター、商工会議所等の公的機関や民間企業等によって整備・運営されている。BIには、入居者の様々なサポートを行う専門の支援人材（インキュベーション・マネージャー（IM））が配置され、技術開発、経営、マーケティングその他の起業全般に係る諸問題に対し自ら対応するとともに、外部の専門家等につなぐことで高度かつ専門的課題にも対応している。

(ウ) 施策

独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備・運営するB

Iにおいて、入居者等に対する新事業展開のための総合的なサポートを行うとともに、ソフト支援機能の質的向上を図るため、他のB I、I M、支援機関、大学等との連携による支援ネットワークの構築を進めている。

(3) 工業用水道等の整備促進

(ア) 経緯

(A) 地下水取水規制と工業用水

1950年代前半に大都市臨海部の工業地帯において、地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下及び地下水の塩水化等が顕著となった。この解決には、水使用合理化はもちろんのこと、地下水の取水を規制し、地下水から強制的に転換するための代替水の供給が必要となってくる。このことから1956年に工業における地下水の取水規制を目的とした「工業用水法」を制定し、代替水源である工業用水道の整備のための地盤沈下防止対策事業として、工業用水道事業費補助制度が創設された。以来、「工業用水法」指定地域における地下水位の回復、地盤沈下の沈静化等、かつて深刻な問題地域であった既成工業地帯の地下水障害の問題解決において、工業用水道の整備はその中心的役割を果たしている。

(B) 産業基盤整備の一環としての工業用水道

我が国の均衡ある国土開発に向け、道路及び港湾等と並んで工業用水道が重要な産業インフラであるとの観点から、豊富低廉な工業用水を供給するため、1958年に「工業用水道事業法」を制定した。以来、工業用水道の整備は、均衡ある国土開発及び工業の再配置などの一翼を担うとともに、先行的整備により地下水への安易な依存を防止し、地盤沈下の未然防止の役割を果たしてきた。

(イ) 工業用水道の概要

「工業用水道事業法」における工業とは、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業を指し、これらの工業の用に供する水（水力発電用、飲用に適するものとして供給されるものを除く）のことを工業用水という。工業用水道は、導管により工業用水を供給する施設をいい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を工業用水道事業という。

(ウ) 現状

(A) 工業用水の需要

工業用水の需要は、淡水・水源別用水量（工業用水道、

地下水、河川水等から補給する水量）が約106億 m^3 /年（2018年時点）となっている。また、取水量ベース（2018年現在）で日本の水需要の約13%を占めている（表1参照；日本の水使用比率（2018年））。

表1 日本の水使用比率（2018年）

農業用水	生活用水	工業用水
68%	19%	13%

出所：2021年版 日本の水資源の現況（国土交通省）より算出

(B) 工業用水の水源

2020年 工業統計表によると、工業用水の淡水・水源別用水量の構成比は、工業用水道が約43%と最大の水源となっており、その他淡水が約28%、地下水が約23%、上水道が約6%となっている。

(C) 主な工業用水使用業種

淡水・水源別用水量の多い業種は、パルプ・紙・紙加工品製造業（24.7億 m^3 /年）、化学工業（20.4億 m^3 /年）、鉄鋼業（12.8億 m^3 /年）の順になっている。

(D) 工業用水道事業の整備状況

2021年3月末現在、工業用水道事業の事業体数は151事業者であり、うち、地方公共団体（企業団を含む）が事業主体になっているものが150事業者とその大半を占めている。また、工業用水道事業数は239事業になっている。

2021年3月末現在、工業用水道事業の給水能力については、全国で21.2百万 m^3 /日であり、都道府県別では、山口県（全国の給水能力に占める割合約8%）、愛知県（同約7%）、静岡県（同約7%）、福島県（同約6%）及び茨城県（同約6%）が上位を占めている。

(エ) 現状と課題を踏まえた今後の工業用水道事業施策について（中間取りまとめ）

工業用水の需要の減少に伴う厳しい経営環境や職員数の減少といった従来からの工業用水道事業における課題に加え、自然災害の頻発化や激甚化、我が国サプライチェーンの脆弱性の顕在化等、近年の工業用水道事業をとりまく新たな課題に対応するため、産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会を開催し、工業用水道施設の更なる強靱化の推進と、それに資する工業用水道事業者の経営基盤の強化に関する施策の方向性に

ついて中間取りまとめを行った。

(オ) 工業用水道事業費の補助制度

(A) 工業用水道事業費補助

地盤沈下防止による国土保全を図るとともに、地域経済の活性化を図るための産業基盤整備のため、工業用水の確保が必要な地域であって、一定水準以下の料金では工業用水を供給し得ない工業用水道事業及び小規模工業用水道事業の建設や、安定給水確保のための施設の強靱化、老朽化施設の改築に対し補助を行っており、2021年度当初予算においては、継続7事業（うち小規模事業1事業）、新規で10事業に対し補助を行った。

また、2022年1月に交付要綱を改定し、2021年度補正予算の新規採択事業から強靱化事業（耐震化、浸水対策、停電対策）を補助対象とし、採択にあたっては「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画」に加え、「地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうち、いずれかの内容を含む事業継続計画（BCP）」の策定を求め、新規で31事業（うち災害復旧事業1事業）に対し補助を行った。

(B) 水資源機構事業費補助

水源を独立行政法人水資源機構のダム等に依存している場合は、事務の簡素化のため、ダム等の建設・改築費用のうち、工業用水道事業者の水源費負担分に係る補助金を直接水資源機構に交付している。2021年度は、継続2事業に対し補助を行った。

(カ) 沖縄振興公共投資交付金制度

沖縄振興公共投資交付金の理念に基づき、地盤沈下の防止と産業基盤整備の促進を図り、工業の健全な発達に寄与することを目的として、沖縄県が事業主体となって実施する工業用水道布設事業について、交付金を交付した。

(キ) PPP/PFI関係

高度経済成長期に布設された工業用水道施設の老朽化が進み、その更新需要が増している一方で、工業用水道事業は、近年、水利用の合理化の進展等により給水量が漸減し、厳しい経営の状況に置かれている。

その対応策の一つとして、工業用水道分野でもコンセッション方式の導入が有効とされ、政府が推進する「PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）」において「平成30年度から令和2年度までを集中強化期間と

して、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする」とされた。

これを受け、経済産業省は、工業用水道分野におけるコンセッション方式の導入を推進し、2021年度に1自治体においてコンセッション事業を開始し、2自治体において2022年4月のコンセッション事業開始に向けて、2021年度に実施契約を締結した。

(ク) 水道情報活用システムへの参入

IoTデータの利活用による社会インフラ運営システムを推進するため、水道事業間でのデータ利活用や広域連携のための共通基盤となる水道情報活用システムの標準仕様が2019年に策定され、2020年に上水道分野においてサービス開始をした。

工業用水道分野においても、産業構造の変化に伴う工業用水の需要の増減に対して柔軟に対応していくため、また、デジタル技術等の利活用による業務の効率化、事業の最適化の取組を一層推進していくため、2022年2月に水道情報活用システムへ参入した。

(ケ) 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース

2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化及び導入の障壁となる規制見直しを促すことを目的とし、2020年11月20日に再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（TF）が設置された。第9回TF（2021年5月24日開催）において、工業用水を含む水循環分野が議題に追加され、電源別（水力・太陽光）に2030年度及び2050年度の再エネ導入の数値目標及びロードマップを策定し、第17回TF（2021年12月13日）において公表した。

(4) 工場立地法

(ア) 概要

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることを目的に、1973年に法改正がなされた。これにより、一定規模以上の工場に対して緑地の整備や生産施設面積の制限等を義務付ける規定が追加された。また、工場立地に関する調査として、工場適地の調査、工場立地動向調査（前掲）等を行うものとしている。

(イ) 見直し後の工場適地調査の実施

工場立地法に基づく工場適地調査について、2017年度

に開いた、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会の議論を踏まえ、調査項目や情報提供の在り方等を見直した調査を2018年度から行っており、経済産業省のウェブサイト「Jビジネス土地ナビ」にて2021年度の調査結果を公開している。

1. 4. 地域の持続的発展に対する施策

(1) 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

(ア) 経緯

地域・社会課題が多様化・複雑化し、地方公共団体による課題対応が困難になる中、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスの手法を適用してその解決を図ることが必要であり、2020年度から支援制度が創設された。

(イ) 概要

地域内外の中小企業等が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を5地域以上で目指す取組を支援する補助制度を創設。2021年度は21件を採択し、支援を実施した。また、2020年度に実施した「地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方研究会」において示された連携体制構築のため、地域内外の関係主体と連携し、中心となる組織の事業計画策定を委託事業として実施した。

(2) 戦略的ツール活用型若者人材移転支援事業

(ア) 経緯

地方の中堅企業等による、都市部の若者人材の求人手法を高度化するため、地域の中堅企業群が戦略的にデジタルツールを活用する取組を支援する制度を創設した。

(イ) 概要

都市部の若者人材の獲得に向けて、地域の中堅企業群が、自治体等と一体となって、自社分析、採用・育成戦略の策定から、多様なデジタルツールの選定・活用、オンライン上でのセミナー・インターンシップ・面談等の実施までの取組を支援するもの。2021年度は、12件を採択。

1. 5. 沖縄振興対策

(1) 沖縄振興に関する支援措置

(ア) 経緯

沖縄では、1972年の本土復帰以降、「沖縄振興開発特別措置法」の制定と3次にわたる沖縄振興開発計画等によって、

主に道路等の公共分野の振興開発が先行して実施されてきた。その結果、インフラ整備等については一定の成果が見られた。しかしながら、沖縄が持続的な発展を遂げていくには、活力ある民間主導の自立型経済の構築が重要である。

沖縄本土復帰30周年に当たる2002年度には、沖縄の特性を活かした産業の振興、沖縄の長期的発展の基盤ともなるべき人材の育成等に重点を置くとともに、世界的視野に立脚した科学技術の振興や国際化の推進等新たな分野を加えた、今後の沖縄の発展の新しい制度的基盤ともいえるべき「沖縄振興特別措置法」が制定された。その後、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、2014年3月には「沖縄振興特別措置法」の課税特例に関して所要の措置を講ずる改正がなされた。(2014年4月1日施行)

(イ) 施策

2021年度は、沖縄において情報通信関連産業の立地・集積推進や特定の観光関連施設への投資等を促進するため、内閣府と共管の上、情報通信産業振興地域・特区税制、観光地形成促進税制、産業イノベーション促進税制、国際物流拠点産業集積地域における課税の特例、沖縄型特定免税店における関税の軽減措置の5つの措置について、一部要件の見直しのうえ、適用期限の延長措置を講じた。

1. 6. 東日本大震災の被災地における産業復興支援施策

(1) 概要

東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により甚大な被害を受けた福島県の産業復興のため、企業立地支援等を実施した。

(2) 2021年度の具体的な取組

東日本大震災からの復興のため、以下の事業を実施した。
(ア) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金
東日本大震災による津波浸水地域及び原子力災害により甚大な被害を受けた地域を対象に、企業立地促進による雇用の創出を通じた地域経済の活性化を図るため、2013年度当初予算において津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を創設。2020年度より企業立地等が進んでいない地域を対象地域を重点化した上で、2021年度は18件を採択し、引き続き支援を実施した。

1. 7. 地域経済分析システム (RESAS)

地域経済に関わる官民の様々なビッグデータ(産業構造、人口動態、観光等)を収集し、かつ、わかりやすく「見える化」する「地域経済分析システム(RESAS)」を開発し、2015年4月より提供している。

2021年度は、経済産業省が実施した「キャッシュレス・ポイント還元事業」で得られたデータから、決済金額、決済回数等の状況を可視化した、「キャッシュレス決済データ(ポイント還元事業)」を2021年7月にリリースした。また関係人口創出等の観点から、公共交通機関・自動車の利用別で、任意で指定した市区町村からの到達時間を可視化した「国内移動時間分析」を2021年12月にリリースした。

1. 8. 地域経済産業の動向

地域ごとの生産や個人消費、設備投資等に関する経済指標を直感的に比較可能な形でまとめ、「地域経済産業の動向」として毎月公表した。

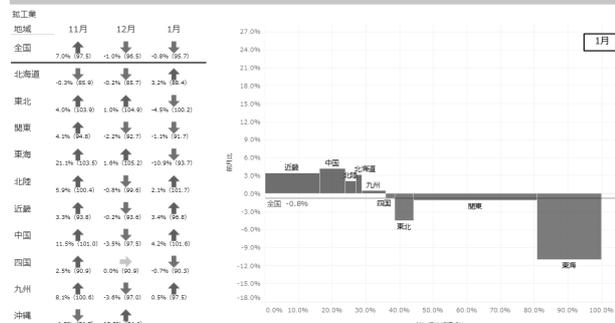
【総括表】

地域	【1月】 生産(鉱工業) (季節調整値・前月比)	【1月】 小売業6業種売上額 (前年同月比)	【1月】 住宅着工件数 (前年同月比)	【2021年10-12月期】 設備投資額 (前年同月比)	【1月】 公共工事費 (前年同月比)	【1月】 有効求人倍率 (前月比・ポイント)	【1月】 輸出額 (前年同月比)
全国	↓0.9%	↑3.8%	↑2.8%	↑4.8%	↓17.7%	↑0.02	↑9.8%
北海道	↑3.2%	↑0.8%	↓30.9%	↑20.6%	↑26.9%	↑0.04	↑36.2%
東北	↓4.9%	↑1.0%	↑22.0%	↑0.3%	↓63.4%	↑0.04	↑19.3%
関東	↓1.7%	↑2.8%	↑0.9%	↓1.3%	↓12.0%	↑0.02	↑10.9%
東海	↓10.0%	↑2.8%	↑1.0%	↑2.1%	↑27.0%	↑0.01	↑6.0%
北陸	↑2.8%	↑4.8%	↑32.8%	↑4.8%	↓8.3%	↑0.05	↑23.0%
近畿	↑3.8%	↑3.8%	↑1.9%	↓22.3%	↓11.7%	↑0.02	↑9.8%
中国	↑4.2%	↑1.8%	↑19.8%	↓1.3%	↓8.7%	↑0.02	↑17.2%
四国	↓0.7%	↑2.1%	↓10.0%	↑5.7%	↑3.0%	↑0.02	↑13.3%
九州	↑0.8%	↑2.8%	↑10.2%	↓24.2%	↓7.1%	↑0.01	↑1.0%
沖縄			↓2.7%		↑6.4%	↑0.02	↓1.9%

※1 東海の小売業売上額は中部(岐阜、愛知、三重、滋賀、石川)の総額
※2 九州の小売業売上額は九州・沖縄の総額

生産：鉱工業(季節調整値・前月比)

●5地域(付加価値構成比35.8%)で上昇、4地域(同64.0%)で低下。



資料：経済産業省「鉱工業生産」平成21年=100
全国及びすべての地域(11~12月)と全国(1月)は速報値(1月の数値が発表されるまでの仮表示)。
全国：製造小売業の総額、毎月12日発表。建設小売業(建設業)は毎月15日発表。卸売小売業(食料)は毎月15日発表。卸売小売業(その他)は毎月15日発表。
※1 1月の数値は2021年12月の速報値。各地域は付加価値総額(2021年10-12月)と前年同月比の数値を比較し、伸び率を算出。
※2 地域別の付加価値総額は2021年12月の速報値。10-12月の速報値と前年同月比の数値を比較し、伸び率を算出。
※3 全国：1.9%、東海：2.8%、北陸：2.8%、近畿：3.8%、中国：4.2%、四国：2.8%、九州：0.8%、沖縄：0.8%
※4 四国は入居の増減が前月の統計と一致しない場合がある(以下、同様)

第4図 地域経済産業の動向(2022年1月)

1. 9. 中心市街地活性化の推進

(1) 法律の制定及び改正の経緯

中心市街地は様々な都市機能が集積する「まちの顔」であり、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。しかしながら、モータリゼーションの進展等による大規模店舗の郊外立地等により空洞化が進んでいる。このような背景のもと1998年度に旧中心市街地活性化法(旧中活法)が成立した。さらに、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」をコンセプトとして、2006年の第164回通常国会において旧中活法が抜本的に改正された(2006年8月22日施行)。改正中心市街地活性化法に基づき、地域の創意工夫を活かしつつ、「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を柱とし、政府として総合的、一体的な対策を講じることとされた。2006年に旧中活法が改正されて6年が経過し既に幾つかの市で中心市街地活性化基本計画が終了した状況においても、依然として中心市街地の疲弊は深刻で、人口減少の中で地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちを形成する観点から、中心市街地活性化政策を改めて総点検することとした。この結果、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るため、1. 中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業を認定し、重点支援する制度の創設、2. 中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置、道路占用の許可の特例等の創設を趣旨とする中心市街地活性化法の改正法案を2014年2月に第186回通常国会において提出し、同年4月に成立した。

(2) 中心市街地活性化のための措置

(ア) 「選択と集中」の強化

2006年8月、政府として中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部が設置された。また、市町村が作成した基本計画について、内閣総理大臣による認定制度が創設され、認定された基本計画に基づく事業に対して、各省庁が連携して、重点的に支援することとした。

2014年の改正では、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、波及効果が高い民間プロジェクトを「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」として、まちづくり会社等の民間事業者が行うにぎわいを生み出すイベン

トの開催やまちの個性を発見するための研修等の事業を「民間中心市街地商業活性化事業計画」として、経済産業大臣が認定する制度が創設された。

(イ) 支援措置の拡充

中心市街地活性化法の2006年改正では、1.市街地の整備改善、2.都市福祉施設の整備、3.まちなか居住の推進、4.経済活力の向上の4点について各省庁連携して重点的な支援を実施することとされた。

また2014年の改正により、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定を受けたものについては、市町村版高度化融資制度、大規模小売店舗立地法の特例、不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減制度等の特例措置を、「民間中心市街地商業活性化事業計画」では、中小企業基盤整備機構による協力業務、中小企業投資育成株式会社法の特例がそれぞれ創設され、順次認定事業に対して支援を講じることとされた。

(3) 中心市街地活性化の状況

2007年2月に第1次の基本計画が内閣総理大臣に認定されて以降、これまでに149市3町で155計画(2022年3月末現在)が認定された。また、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」については、これまでに17市18計画(2022年3月末現在)が認定された。

さらに、市町村が作成する基本計画等について協議するための中心市街地活性化協議会も各地域で設立されるなど、中心市街地活性化法の活用による取組が広まっている。

2021年度において経済産業省では、経済活力を向上させるため、事業計画の認定や、民間事業者が行う商業施設及び付随する商業基盤施設の整備・改修に対する支援等を行うことで、中心市街地の活性化の取組を行う主体を総合的に支援した。